

労働・助成金情報 特急便

第 33 号 (2014 年 2 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

近年、企業のグローバル化の進展により、外国人労働者を日本国内で雇用する企業が増えています。そこで今回は、外国人労働者を雇用する場合に必要な手続きについて取り上げたいと思います。

日本国内で就労が認められている外国人

外国人を雇用する場合、まずはその外国人に就労可能な在留資格が付与されているか確認する必要があります。永住者や日本人の配偶者等の身分に基づき在留する外国人は、在留中の活動に制限がなく、様々な分野で働くことができます。

一方、「教授」、「医療」、「人文知識・国際業務」といった就労目的で在留が認められる外国人がおり、このような場合はそれぞれ定められた範囲内で働くことができるようになっています。

さらに、日本の技能・技術・知識の開発途上国への移転等を目的として創設された「技能実習」という在留資格や、本来は就労が認められていないものの、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲で働くことのできる制度（資格外活動許可）などもあります。

外国人の雇入れ・離職時に必要な手続き

外国人を雇入れた場合および離職した場合には、雇用状況の届出が必要です。対象となる外国人は、日本国籍を有しない人で、「外交」、「公用」以外の在留資格の人となっています。また、特別永住者は届出の対象になりません。

届け出る際には、外国人労働者のパスポートまたは外国人登録証明書により、国籍・地域、在留資格、在留期間といった届出内容に関する事項を確認することになります。

届出方法は雇用保険の加入の有無により次のようになります。

	雇用保険の被保険者となる場合	雇用保険の被保険者とならない場合
雇入れ時 (提出期限)	雇用保険被保険者資格取得届 (翌月 10 日まで)	外国人雇用状況届出書 (翌月末日まで)
離職時 (提出期限)	雇用保険被保険者資格喪失届 (離職日の翌日から 起算して 10 日以内)	外国人雇用状況届出書 (翌月末日まで)